

**ユニット型指定介護老人福祉施設
「特別養護老人ホーム涼風園」運営規程**

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、老人福祉の理念に基づき、社会福祉法人和仁福祉会が開設する特別養護老人ホーム涼風園（以下「涼風園」という。）が行うユニット型指定介護老人福祉施設の運営に係る必要事項を定め、事業の適正かつ円滑な運営管理と、「ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、入居者の生活の安定と充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 涼風園は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを旨とする。
- 2 涼風園は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、ユニットケアに努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称

特別養護老人ホーム涼風園

(2) 所 在 地

石巻市流留字沖30番地3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 涼風園に勤務する職員の職種別員数を次のとおり配置する。

但し、指定短期入居生活介護事業所及び指定介護予防短期入居生活介護事業所と兼務するものとする。

- | | | | |
|------|----------|-----|--------------------|
| (1) | 施設長(管理者) | 常勤 | 1名 |
| (2) | 事務長 | 常勤 | 1名 |
| (3) | 生活相談員 | 常勤 | 1名以上 |
| (4) | 介護支援専門員 | 常勤 | 1名以上 |
| (5) | 介護職員 | 常勤 | 23名以上 |
| (6) | 看護職員 | 常勤 | 4名以上(機能訓練指導員と兼務1名) |
| (7) | 機能訓練指導員 | 常勤 | 1名以上(看護職員と兼務1名) |
| (8) | 事務員 | 常勤 | 1名以上 |
| (9) | 管理栄養士 | 常勤 | 1名以上 |
| (10) | 調理員 | 常勤 | 5名以上 |
| (11) | 医師(嘱託医) | 非常勤 | 1名 |

※(1)の施設長は、併設の下記の施設の管理者等と兼務。

指定通所介護事業所、第1号通所介護事業所。指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所。

※(6)の看護職員は、指定通所介護事業所、第1号通所介護事業

所の看護職員と兼務3名、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所の看護職員と兼務3名。

※(10)の調理員は、併設の下記の施設の調理員と兼務2名。

指定通所介護事業所、第1号通所介護事業所。指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所。

2 前項に定める職員の外、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第5条 職種別職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに職員に運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師は、入居者の診察、入居者・職員の健康管理及び保健衛生に関する指導等の業務に従事するものとする。
- (3) 生活相談員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、入居者及びその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言並びに処遇の企画及び入退居に関する業務上及び関係医療機関、行政機関、地域住民等との連絡調整に係る業務に従事するものとする。

- (4) 介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入浴、清拭、排泄、離床、着替え等の生活機能の改善又は生活機能の訓練等に必要介護援助業務に従事するものとする。
- (5) 看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、健康保持のために適切な措置並びに保健衛生管理及び必要な生活機能の改善又は維持のための必要な機能訓練等の援助業務に従事するものとする。
- (6) 管理栄養士は、入居者の心身の状況並びに栄養量及び嗜好等を考慮した献立、調理員の指導並びに入居者の栄養指導及び衛生管理等の給食全般の業務に従事するものとする。
- (7) 機能訓練指導員は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な生活機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練業務に従事するものとする。
- (8) 介護支援専門員は、要介護者等が有する能力、その置かれた環境課題等を把握し要介護者等が自立した日常生活を営むに必要な援助に関し、適切な施設サービス計画を作成し、市町村、介護各サービス事業者との連絡調整を図る業務に従事するものとする。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務の他、他の業務に属さない業務に従事するものとする。

第3章 入居定員

(定員等)

第6条 涼風園の入居定員は、50名とする。

- 2 入居者の生活の場となるユニットは、5ユニットとし、それぞれの定員は10名とする。

第4章 入居者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービス内容及び手続の説明及び同意)

第7条 涼風園は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 涼風園は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 涼風園は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所若しくは介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 涼風園は、指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 涼風園は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 涼風園は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 涼風園は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退居)

第12条 涼風園は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 涼風園は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

3 涼風園は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 涼風園は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

- 6 涼風園は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思えられる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 7 涼風園は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第 13 条 涼風園は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該入居者の被保険者証に記載するものとする。

(利用料等)

- 第 14 条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用の介護保険負担割合証等に応じた額と食事の提供に要する費用、居住に要する費用及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。(別紙料金表)
- 2 涼風園は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - 3 入居者が、特定居宅介護サービス費、高額介護サービス費を需給する場合や生活保護を需給する場合等、別途法令に定めがある場合は、当該法令によるものとする。
 - 4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
 - 5 居住費については、算定当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したとき、当該費用を基礎として、居住費の額を変更することができるものとする。
 - 6 涼風園は、当月の利用料合計額の請求に明細書を付して、翌月の 5 日までに入居者等に通知するものとする。
 - 7 入居者は、第 6 項による利用料の合計額を別に定める日までに支払うものとする。ただし、利用終了後に伴い、月途中で退居する場合には、利用料の残金を退居時に施設に支払うものとする。
 - 8 支払い方法は、現金又は振込のいずれかの方法によるものとし、施設長と入居者等で決めるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 15 条 涼風園は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第 16 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 3 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者又は家族の同意を得るものとする。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付するものとする。

(介護サービスの内容)

第 17 条 涼風園は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 涼風園は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることができるものとする。
- 4 涼風園は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 涼風園は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 涼風園は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 涼風園は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 涼風園は、入居者に対し、その負担により、当施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(食事の提供)

第 18 条 涼風園は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 涼風園は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 涼風園は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 涼風園は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第 19 条 涼風園は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 20 条 涼風園は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 涼風園は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 涼風園は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 涼風園は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 21 条 涼風園は、入居者に対し、入居者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 22 条 医師（嘱託医）又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

- 2 医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 23 条 涼風園は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにするものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第 24 条 涼風園の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと
- (3) けんか、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設の秩序、風紀を乱す行為、又は安全衛生を害さないこと
- (5) 政治活動、宗教、慣習等により、自己の利益のために他人の自由を侵害しないこと

(緊急時における対応)

第 25 条 涼風園の職員等は、サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 26 条 涼風園は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 涼風園は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 第2項について涼風園は、以下の各号に該当する場合には損害賠償責任を負わないものとする。

- (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 入居者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- (3) 入居者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 入居者が、施設若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第6章 非常災害対策 (非常災害対策)

- 第27条 涼風園は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定める。
- 2 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間又は夜間想定訓練）を行うものとする。

(業務継続計画)

- 第28条 涼風園は、感染症や非常災害の発生において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的を実施し、必要に応じて見直し変更するものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項 (職員の研修)

- 第29条 施設長は、職員の資質の向上を図るため、研修を次のとおり実施するものとする。
- (1) 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
 - (2) 継続研修（月1回以上）
 - (3) 外部研修（随時）
- 2 特に直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に対する知識及び技術並びに作業手順等の研修を定期的に行うものとする。

(衛生管理等)

- 第30条 涼風園は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 涼風園は、当該施設において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 涼風園における感染症及び食中毒まん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 涼風園における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 涼風園において職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第31条 涼風園は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(協力医療機関等)

第32条 涼風園は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておくものとする。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 涼風園からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
 - (3) 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 涼風園は、1年以1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。
 - 3 涼風園は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲示)

第33条 涼風園は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 涼風園は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(苦情処理)

- 第 34 条 涼風園は、提供した施設サービスに関する入居者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 涼風園は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者や家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 涼風園は、提供した施設サービスに関する入居者や家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 その他苦情を処理するため講ずる措置は、社会福祉法人和仁福祉会が別に定める「苦情解決要領」に基づき対処する。

(個人情報保護等)

- 第 35 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報情報を漏らしてはならない。
- 2 社会福祉法人和仁福祉会は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報情報を漏らすことがないように、雇用契約時に必要な措置を講じるものとする。
 - 3 涼風園は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者及び家族の同意を得るものとする。

(身体的拘束等)

- 第 36 条 涼風園は、指定サービスの提供にあたっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- 2 涼風園は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 3 涼風園は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 37 条 涼風園は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

- 2 涼風園は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。

(会計の区分)

第 38 条 涼風園は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

- 2 涼風園の経理は、社会福祉法人和仁福社会経理規程の定めるところによるものとする。

(記録の整備)

第 39 条 涼風園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないものとする。

- 2 涼風園は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存しなければならないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 40 条 涼風園は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 涼風園は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(法令との関係)

第41条 この規程に定めのない事項については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）その他関連法令の定めるところによるものとする。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年2月1日から施行する